

高齢者外出支援タクシー利用料金補助制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

日常生活に必要な外出(通院、買物等)を支援するため、タクシー利用料金の一部を補助する制度です。

利用を希望される方は町民福祉課又は地域総務課窓口で申請をお願いします。

なお、令和3年4月1日から補助内容を変更しますのでご確認ください。

助成内容 下記の通り、対象者に利用券を交付します。

	変更後	変更前
利用券の金額	1枚あたり500円	1枚あたり700円
年度交付枚数	72枚	48枚
1回の利用上限枚数	6枚(3,000円分)	4枚(2,800円分)

対象者 町内に在住し、以下の要件を満たす方

- ・現在有効な運転免許証をお持ちでない65歳以上の方
- ・施設入所されていない方
- ・町税等の未納がない方
- ・福祉タクシー制度をご利用でない方

申請に必要な書類

- ①利用する本人の顔写真(本人が来庁される場合は、その場で撮影しますので提出は不要です)
- ②本人確認できる書類(マイナンバーカード、保険証、運転経歴証明書等)
- ③印鑑

住宅リフォームを補助します

問合せ 経済観光課 商工観光担当 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

町では、地域経済の活性化と、より快適な居住環境づくりをめざして、町民の皆さんが居住する住宅をリフォームする工事に対して補助金を支給する制度を設けています。

申請できる方(下記の4項目全てに該当する方)

- ①神川町に居住し、住民登録している方
- ②対象となる住宅の所有者であり、かつ居住している方
- ③町税等の滞納がない方
- ④対象となる住宅で過去にこの補助制度を受けていない方

補助対象工事(下記の3項目全てに該当する工事)

- ①町内業者が施工する工事費20万円以上(税抜)で、以下に掲げるいずれかの住宅リフォーム工事
 - ・住宅の内外装を修理または修繕する工事
 - ・住宅の増改築または間取りを変更する工事
 - ・居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改良工事 ※他にも補助対象工事あり
- ②町で行うほかの補助、助成制度を受けていない住宅リフォーム工事
- ③補助金交付申請後、交付決定を受けてから着工し申請年度の3月31日までに完了する工事
(工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません)

補助率・補助限度額

改修工事費(税抜)の10%に相当する額(千円未満は切り捨て)で10万円を限度額とします。

※申請額が予算限度額に達した時点で申請は受付終了となりますので、あらかじめご了承ください。

※補助金の支給は、1つの住宅に限り1回とします。ただし、住宅の所有者に変更があった場合は、この限りではありません。

新神泉総合支所建設事業に着手します

問合せ 地域総務課 庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX 0274-52-2848

昭和46年竣工の現神泉総合支所庁舎(旧神泉村役場庁舎)は耐震性能が不十分であることや施設老朽化に伴う雨漏りによりカビが発生するなど、早急な対策が必要でした。

今般、神泉総合支所移転・新築等検討委員会より提言を受け、慎重に検討を重ねた結果、令和5年度中に神川町多目的交流施設敷地内へ支所機能を移転するための庁舎を建設することといたしました。

提言では建設候補地を含め複数の案が示されましたが、公共施設を集約していくことが益々高齢化が進行する社会に適応していく上で必要と判断いたしました。

また、地域振興を加速させるため観光等に関する行政機能を移すことも検討し、にぎわいを生み出す拠点として整備を進めます。



町営中居住宅 入居者募集

問合せ 地域総務課 庶務担当 ☎0274-52-3271 FAX 0274-52-2848

募集戸数 2階2戸 所在地 下阿久原1055-1

住宅使用料 月額45,000円(他に共益費3,000円)

※18歳以下のお子さんを養育している場合は最大2万円の減免措置あり

敷金 月額使用料の3か月分

入居資格 ①現に同居または同居しようとする親族があること

②入居しようとする世帯全員の合計所得月額が15万8千円以上48万7千円以下であること

③町税などを完納し得る能力を有し、現に滞納がないこと

④暴力団員でないこと

※単身者の方でも町規則に該当すれば入居可能です。詳しくはお問合せください。

募集期間 随時

入居時期 承認後、入居決定者と町との相談により決定します。

※室内見学も可能ですが、事前の電話連絡をお願いします。

(見学時間:平日午前9時から午後4時まで)

申込方法 地域総務課(神泉総合支所内)に入居申込書が用意してあります。

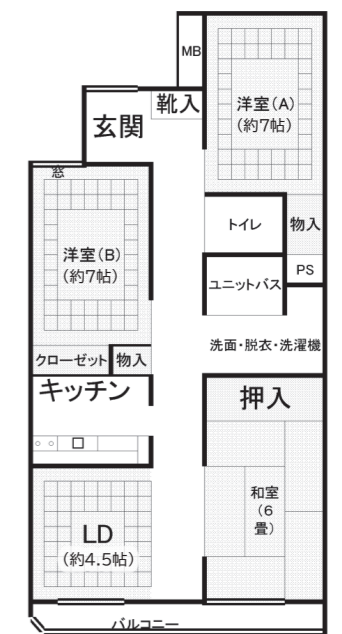
記入し必要書類を添付のうえ、提出してください。



建物内観



建物外観



間取り図